

22 建企第 698 号
平成 23 年 3 月 23 日

(社) 長 崎 県 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 中 小 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 造 園 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 ほ 装 協 会
(社) 長 崎 県 工 務 店 連 合 会
(社) 長 崎 県 下 水 道 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 管 工 事 協 会
(社) 長 崎 県 港 湾 漁 港 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 建 造 物 解 体 工 業 会

会長 様

土 木 部 長



入札公告共通事項書等の一部改正について

標記件名につきまして、別添のとおり一部改正しましたので通知します。
つきましては、貴下会員への周知徹底をよろしくお願いいたします。

記

1. 添付書類

- (1) 総合評価落札方式（標準型）入札公告共通事項書 及び 新旧対照表
- (2) 総合評価落札方式（簡易型）入札公告共通事項書 及び 新旧対照表
- (3) 総合評価落札方式（特別簡易型）入札公告共通事項書 及び 新旧対照表
- (4) 事後審査型入札公告共通事項書 及び 新旧対照表
- (5) 工事成績 65 点未満を受けた者の入札参加規制に関する取り扱いについて 及び 新旧対照表

2. 施行年月日

平成 23 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知する建設工事から施行する。

総合評価落札方式（標準型）入札公告共通事項書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
1 (略) 2 競争入札に参加する者に必要な資格 (1) 入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。 ア～ウ (略) エ 発注工種について、申請書の提出期限の日から長崎県議会の議決の日までの間に、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。 オ及びカ (略) キ 長崎県議会の議決の日までの間に、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく精算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の申請書を再度提出し受理されたものを除く。）でないこと。 ク 入札公告の日から長崎県議会の議決の日までの期間において、入札に参加する者の間に一定の系列関係がないこと。（長崎県発	1 (略) 2 競争入札に参加する者に必要な資格 (1) 入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。 ア～ウ (略) エ 発注工種について、申請書の提出期限の日から長崎県議会の議決の日までの間に、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。 オ～キ (略) キ 長崎県議会の議決までの間に、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく精算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の申請書を再度提出し受理されたものを除く。）でないこと。 ク 入札公告の日から落札決定の日までの期間において、入札に参加する者の間に一定の系列関係がないこと。（長崎県発注の建設

改正後	改正前
注の建設工事における系列会社の同一入札への参加制限について（平成18年3月24日17監第544号） ケ 申請書の提出期限の日から長崎県議会の議決の日までの期間において、工事成績65点未満を受けた者の入札参加規制に関する取り扱いについて（平成20年2月26日19建企第587号）に基づき、工事成績65点未満により入札参加規制期間中でないこと。 コ 申請書の提出期限の日から長崎県議会の議決の日までの期間において、下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制（平成21年10月29日21監第179号21建企第468号）に基づき、下請代金等の未払いにより入札参加規制期間中でないこと。 (2) (略) 3～10 (略) 11 入札の無効 次の各号に該当する者の入札は、無効とする。 (1)～(16) (略) (17) 競争参加資格を有する者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、長崎県議会の議決の日までの間に於いて入札公告に係る入札参加資格要件を満たさなくなったとき。 (18) (略) 12～16 (略)	工事における系列会社の同一入札への参加制限について（平成18年3月24日17監第544号） ケ 申請書の提出期限の日から落札決定を行う日までの期間において、工事成績65点未満を受けた者の入札参加規制に関する取り扱いについて（平成20年2月26日19建企第587号）に基づき、工事成績65点未満により入札参加規制期間中でないこと。 コ 申請書の提出期限の日から落札決定を行う日までの期間において、下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制（平成21年10月29日21監第179号21建企第468号）に基づき、下請代金等の未払いにより入札参加規制期間中でないこと。 (2) (略) 3～10 (略) 11 入札の無効 次の各号に該当する場合は、無効入札とする。 (1)～(16) (略) (17) 競争参加資格を有する者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、長崎県議会の議決までにおいて入札公告に係る入札参加資格要件を満たさなくなったとき。 (18) (略) 12～16 (略)

改 正 後	改 正 前
17 契約の解除 (1) 落札決定の通知後、落札者の配置予定技術者が現場に専任で配置できないことが判明した場合には、本契約を解除する。ただし、契約負担任者の承認を受け、配置予定技術者を変更する場合に、変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有する技術者を配置できる場合を除く。 * 変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有するとは、変更後配置予定技術者の入札公告の競争入札に参加する者に必要な資格の配置技術者に関する条件及び総合評価に関する事項の配置予定技術者の能力が変更前配置予定技術者と同等以上であることをいう。 (2) 仮契約締結後、長崎県議会の議決の日までの間において、落札者が配置予定技術者を現場に専任で配置できないことが判明したとき又は11のいずれかに該当し当該者の入札が無効となったときは、当該仮契約を解除する。	17 契約の解除 落札決定の通知後、落札者の配置予定技術者が現場に専任で配置できないことが判明した場合には、本契約を解除する。ただし、契約負担任者の承認を受け、配置予定技術者を変更する場合に、変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有する技術者を配置できる場合を除く。 * 変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有するとは、変更後配置予定技術者の入札公告の競争入札に参加する者に必要な資格の配置技術者に関する条件及び総合評価に関する事項の配置予定技術者の能力が変更前配置予定技術者と同等以上であることをいう。
18 (略)	18 (略)
19 その他 (1) (略) (2) 落札者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）又は落札仮決定者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、長崎県議会の議決の日までの間において11のいずれかに該当し当該者の入札が無効となったときは、次順位者を落札仮決定者とする。 (3) ～ (7) (略)	19 その他 (1) (略) (2) ～ (6) (略)

総合評価落札方式（標準型）入札公告共通事項書

- 1 本書で定める事項は、長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型）試行要領（平成 19 年 1 月 19 日 18 監第 468 号。以下「試行要領（標準型）」という。）に規定する総合評価落札方式（標準型）のうち、特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下同じ。）の規定が適用される契約をいう。）について適用する。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成 15 年長崎県告示第 780 号。以下「実施要綱」という。）第 7 条第 1 項に規定する競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を適切に提出した者であること。
 - イ 試行要領（標準型）5（1）に規定する技術資料（以下「技術資料」という。）を適切に提出した者であること。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。

ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者にあつては、契約締結のために必要な同意を得ている者。
 - エ 発注工種について、申請書の提出期限の日から長崎県議会の議決の日までの間において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）第 27 条の 23 の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。
 - オ 申請書の提出期限の日から長崎県議会の議決の日までの間において知事から指名停止又は指名除外の措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
 - カ 申請書の提出期限の日以前 6 か月から長崎県議会の議決の日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
 - キ 長崎県議会の議決の日までの間において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく精算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の申請書を再度提出し受理されたものを除く。）でないこと。
 - ク 入札公告の日から長崎県議会の議決の日までの期間において、入札に参加する者の間に一定の系列関係がないこと。（長崎県発注の建設工事における系列会社の同一入札への参加制限について（平成 18 年 3 月 24 日 17 監第 544 号）
 - ケ 申請書の提出期限の日から長崎県議会の議決の日までの期間において、工事成績 65 点未満を受けた者の入札参加規制に関する取り扱いについて（平成 20 年 2 月 26 日 19 建企第 587 号）に基づき、工事成績 65 点未満により入札参加規制期間中でないこと。
 - コ 申請書の提出期限の日から長崎県議会の議決の日までの期間において、下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制（平成 21 年 10 月 29 日 21 監第 179 号 21 建企第 468 号）に基づき、下請代金等の未払いにより入札参加規制期間中でないこと。
 - (2) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を対象とした工事である場合は、前項で定める要件を満たす者を構成員とし、かつ次に掲げる要件をすべて満たす共同企業体であること。
 - ア 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合又は経常建設共同企業体（中小若しくは中堅の建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び

施工力を強化する目的で結成された共同企業体をいう。)でないこと。

イ 各構成員が、同一公告における他の共同企業体の構成員でないこと。また、(1)の「ク」の場合において、系列関係がある会社が、同一公告における他の共同企業体の構成員でないこと(系列関係がある会社同士が、同一の共同企業体に含まれている場合は、入札参加可能)。

ウ 自主的に結成された共同企業体であること。

エ 経営の形態は、共同施工方式であること。

オ 代表構成員は、その他の構成員の出資比率を上回る者であること。

カ 次に定める期間存続できる共同企業体であること。

a 請負契約の相手方となった場合は、本工事の請負契約の履行後3か月以上

b 請負契約の相手方とならなかった場合は、請負契約締結の日まで

3 配置予定技術者の取扱い

(1) 他の建設工事の入札(国、県、市町村、公社、公団等の実施する入札。)に配置予定技術者として申請した者を配置予定技術者として申請することができる。

(2) 同一公告の入札において、2名まで配置予定技術者として申請することができる。なお、共同企業体の場合は、各構成員2名までとする。

(3) (2)の場合における配置予定技術者の評価は、申請された配置予定技術者のうち評価点の総計が最も低い配置予定技術者により企業の技術力に係る評価を行うものとする。

(4) 技術資料の提出期限後は、申請した配置予定技術者の変更を認めない。

4 入札参加資格及び総合評価の確認に必要な提出書類

(1) 入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は、次に掲げる書類のうち公告において指定する書類を提出しなければならない。

ア 競争参加資格確認申請書(実施要綱 様式第2号(その1又はその2))

イ 共同企業体の場合は、特定建設工事共同企業体協定書(長崎県特定建設工事共同企業体取扱要領(平成6年8月29日6監第171号)様式1)の写し

ウ 公告記載の工事の業種に対応する建設業法上の許可通知書の写し又は許可証明書の写し(申請時において有効なもの。共同企業体の場合は構成員ごとに必要。)

エ 公告に定める期間を審査基準日とした総合評定値通知書の写し。(共同企業体の場合は構成員ごとに必要。)

オ 同種工事の施工実績表(実施要綱 様式第3号)及びその添付書類

※ 同種工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登載されている場合は、添付書類に代えて工事实績情報サービスデータの写しを添付すること。

カ 配置予定技術者等の資格及び工事経験表(実施要綱 様式第4号)及びその添付書類

キ 「配置予定技術者等の資格及び工事経験表」記載の工事経験を証するための次に掲げる書類

a 工事経験に係る工事の契約書の写し又は工事完成確認書の写し

b 当該技術者が監理技術者又は主任技術者として工事経験に係る工事に従事していたことを証する書類

※ 工事経験に係る工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登載されている場合は、工事の契約書の写し又は工事完成確認書の写しに代えて工事实績情報システムデータの写しを添付すること。

(2) 入札参加希望者は技術資料として、次に掲げる書類のうち公告において指定する書類を提出しなければならない。

ア 技術資料総括表(試行要領(標準型) 様式1号)

イ 施工計画(試行要領(標準型) 様式2号)

- ウ 配置予定技術者の能力（試行要領（標準型） 様式3号）
- エ 企業の施工能力（試行要領（標準型） 様式4-1号）
- オ 企業の施工能力（試行要領（標準型） 様式4-2号）
- カ 技術提案（試行要領（標準型） 様式6号）
- キ 技術提案の取り扱いに関する事項（試行要領（標準型） 様式7号）
- ク 上記アからキのほか、公告において定める書類

(3) 書類の作成及び提出について

- ア 提出部数は2部（正本1部及び複本1部。複本は、正本を複写したもので可。）とし、うち1部（複本）は受付後返却する。
- イ 提出書類等は、公告に示す期間及び場所に持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）により提出しなければならない。
- ウ 提出書類等は、受付後1部返却されたものを除き返却しない。
- エ 提出書類様式は、公告に示す期間及び方法において交付するものとする。
- オ 申請書及び技術資料等を期限までに適切に提出しない者は、入札に参加することができない。
- カ 提出書類等の作成に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- キ 県は、提出書類等を公表又は無断で他の用途に使用しない。
- ク 提出期限以降における提出書類等の差し換え及び再提出は、特別な事情がある場合を除き認めない。

5 入札説明書の交付

入札説明書として、設計図書等の入札に関し必要な図書を、公告に示すとおり交付する。

なお、入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。また、公告に定める期間以降の質問や意見は受け付けない。

6 現場説明会

行わない

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札方法等

- (1) 入札参加資格者は、競争入札参加資格通知書の写し及び工事費内訳書を表封筒に入れ、入札書及び技術提案等入札書を入札用封筒に入れて郵便書留による郵送により提出すること（提出期限内必着）。ただし、技術提案等を提出しなかった場合及び提出した技術提案等の全てが採用されなかった場合は、技術提案等入札書の提出は不要とする。
- (2) 技術提案等入札書は、入札書に同封すること。ただし、枚数が多い等の理由により同封できない場合は、入札公告に記載している入札等担当部局（入札・契約担当）に問い合わせること。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者、免税事業者であるかに関わらず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は1回とし、入札不調の場合においても随意契約による契約は行わない。
- (5) 入札書、技術提案等入札書及び入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号。以下「建設工事執行規則」という。）及び長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型）試行要領運用指針（平成19年1月19日18監第468号）に定める様式によること。
- (6) 共同企業体による入札の場合、入札書及び技術提案等入札書の入札者欄には、当該共同企業体の名称

を記載するとともに、当該共同企業体を構成する全ての構成員の商号又は名称並びに住所、代表者職氏名及び代表者の印を記載及び押印すること。

また、表封筒及び入札用封筒の氏名欄については、当該共同企業体の名称と代表構成員の商号又は名称並びに住所、代表者職氏名のみの記載でも可とする。

9 工事費内訳書の提出

- ① 入札に際しては、数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額（営繕工事にあっては、数量書に掲げる工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する、金額を表示したもの。）（様式は任意。ただし、商号又は名称並びに住所、代表者職氏名、代表者印の押印、工事番号、工事名及び工事場所を記載すること。なお、共同企業体の場合は、当該共同企業体の名称を記載するとともに、当該共同企業体を構成する全ての構成員の商号又は名称並びに住所、代表者職氏名及び代表者の印を記載及び押印すること。）を明示した工事費内訳書を、提出すること。
- ② 工事費内訳書の合計額は入札額と同額とし、値引き、マイナス計上の項目（スクラップ控除等を除く。）及び一式表示（入札説明書中の数量総括表及び数量書で一式表示となっているものを除く。）を設けないこと（「工事費内訳書取扱要領（平成20年7月9日付け20建企第233号）」で認められているものを除く。）。
- ③ ①及び②に加え、①に掲げる項目のうち、「金額」欄の右に「技術提案実施に必要な経費」及び「合計」欄を設け、「技術提案実施に必要な経費」欄には採用された「施工計画」及び「技術提案」の実施に必要な経費を、及び「合計」欄には「金額」と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を記載すること。ただし、標準案による施工の場合を除く。なお、工事費内訳書の最下段に「合計」欄を設け、①の合計額、「技術提案実施に必要な経費」の合計額及び①と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を記載し、①と「技術提案実施に必要な経費」の合計額は入札額と同額とすること。
- ④ 工事費内訳書は、「工事費内訳書取扱要領」に基づき取り扱う。
- ⑤ 提出された工事費内訳書は、返却しない。
- ⑥ 提出された工事費内訳書の引換え、変更又は撤回（取消）は認めない。
- ⑦ 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出する。
- ⑧ 提出された工事費内訳書について、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号）第7条の不開示情報に該当するものとし、開示対象としない。

10 入札保証金及び契約保証金

競争参加資格確認結果通知の際に併せて通知する。ただし、12の（3）に該当する場合の契約保証金は、12の（3）のアを適用する。

11 入札の無効

次の各号に該当する者の入札は、無効とする。

- （1） 入札公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- （2） 入札者が法令の規定に違反したとき。
- （3） 入札者が連合して入札したとき。
- （4） 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- （5） 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- （6） 入札者が契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。
- （7） 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- （8） 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- （9） 入札書又は技術提案等入札書に記名押印がないとき（署名のみのときを含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。

- (10) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 工事費内訳書の提出がない場合及び「工事費内訳書取扱要領」の入札無効基準に該当した場合。
- (13) 入札者が技術提案等入札書の提出を一部でも欠いたとき、重大な誤記記載があったとき、虚偽記載等明らかに悪質な行為があったとき及び採否通知で採用されたものと異なるものや不採用となったものを提出したとき。(技術提案等を提出しなかった場合及び提出した技術提案等の全てが採用されなかった場合においては、技術提案等入札書の提出は不要。)
- (14) 入札に参加した者の間に一定の系列関係があると認められるとき。(系列関係がある会社同士が、同一の共同企業体に含まれているのみの場合を除く。)
- (15) 入札説明書の交付を公告に示す期間内及び方法により受けていない場合及び交付を受けた入札説明書を同一公告の他の入札者に提供、貸借又は閲覧に供した場合。(共同企業体により入札を行う者で、当該共同企業体を構成するいずれかの構成員が入札説明書の交付を公告に示す期間内及び方法により受けている場合は、この限りでない。)
- (16) 交付を受けた入札説明書を同一公告の他の入札者に提供、貸借又は閲覧に供した場合。(共同企業体の場合で、当該共同企業体を構成する構成員間における提供、貸借又は閲覧に供する場合を除く。)
- (17) 競争参加資格を有する者(共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員)が、長崎県議会の議決の日までの間において入札公告に係る入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (18) 低入札に係る履行能力確認要領(平成18年4月19日18監第44号。以下同じ。)第9条に規定する履行能力判定基準に該当する場合。

12 低入札価格調査制度について

- (1) 令第167条の10第1項の規定により、最低価格をもって入札した者を落札者としがない場合がある。
- (2) 入札者のうち、長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱(平成15年長崎県告示第782号)第3条に規定する低入札調査基準価格を下回った全ての入札者(以下「低入札調査対象者」という。)に対して、同要綱第6条の規定に基づく履行可能であるかの調査(以下「低入札調査」という。)を実施し、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、この者の行った入札を不適格とする。
また、低入札調査対象者のうち、低入札に係る履行能力確認要領(平成18年4月19日18監第44号)第2条に規定する履行確認強化価格を下回った全ての低入札調査対象者に対しては、同要領第3条の規定に基づく履行能力の確認調査(以下「履行能力確認調査」という。)を実施する。
低入札調査と履行能力確認調査が重複している入札者については、履行能力確認調査を実施するものとする。
- (3) 低入札調査基準価格を下回った価格により契約を締結しようとする者に対しては、次のことを求める。
 - ア 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号。以下「財務規則」という。)第111条に定める契約保証金は、契約金額の100分の30以上とする。
 - イ 財務規則第62条第1項に定める前払金は、同項の規定にかかわらず、契約金額の100分の20を超えない範囲内とする。
 - ウ 代表構成員は、配置予定技術者とは別に、建設業法第26条に定める技術者と同等の資格を有する技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。

13 入札結果の公表

入札結果は、落札者決定後遅滞なく公表するものとし、契約を締結した日の翌日から起算して1年間が経過する日まで入札担当部局において閲覧に供するとともに、公告記載のホームページに掲載する。

14 契約書の作成

- (1) 必要。なお、落札決定後仮契約を締結し、長崎県議会の議決後、県がその旨を通知したときに本契約

となる。

- (2) 採用された技術提案等について、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、工事請負契約書に記載し添付する。

15 虚偽記載があった場合の措置

3に定める提出書類に記載された内容に虚偽が認められた場合は、長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領(平成12年4月27日長崎県告示第599号の6)に基づき指名停止となる場合がある。

16 請負代金の支払条件

- (1) 前払金は、請負代金額(会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度出来高予定額という。以下(2)及び(3)においても同じ。)の10分の4(12の(3)に該当する場合は、10分の2)以内の額とする。

- (2) 仮契約締結時に、工期途中における請負代金額の一部支払いについて、次のア又はイのいずれかを選択すること。

ア 中間前金払を選択した場合は、請負代金額の10分の2以内の額。ただし、中間前払金を含めた前払金の合計額が10分の6(12の(3)に該当する場合は10分の4)以内の額とする。

イ 部分払を選択した場合の回数は、次の区分による。

請 負 代 金 額	回 数	請 負 代 金 額	回 数
1000万円未満	行わない	3000万円以上 1億円未満	2 回
1000万円以上 3000万円未満	1 回	1億円以上	3 回

- (3) (2)によりア又はイを当初に選択した後においても、1回に限り選択の変更を申し出ることができる。ただし、既にア又はイの支払いを行った場合は変更することができない。

- (4) (1)から(3)に係わらず、設計図書に定めがある場合においては、その定めるよるものとする。

17 契約の解除

- (1) 落札決定の通知後、落札者の配置予定技術者が現場に専任で配置できないことが判明した場合には、本契約を解除する。ただし、契約担任者の承認を受け、配置予定技術者を変更する場合に、変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有する技術者を配置できる場合を除く。

* 変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有するとは、変更後配置予定技術者の入札公告の競争入札に参加する者に必要な資格の配置技術者に関する条件及び総合評価に関する事項の配置予定技術者の能力が変更前配置予定技術者と同等以上であることをいう。

- (2) 仮契約締結後、長崎県議会の議決の日までの間において、落札者が配置予定技術者を現場に専任で配置できないことが判明したとき又は11のいずれかに該当し当該者の入札が無効となったときは、当該仮契約を解除する。

18 総合評価に関する事項

- (1) 評価内容の担保等

ア 受注者は、技術資料に記載した施工方法により施工し、採用された技術提案等を履行する義務を負うものとする。

イ 採用された技術提案等については、工事請負契約書に記載することとし、その履行を確保するものとする。

ウ 発注者は、工事の監督及び検査に当たって、採用した技術提案等の履行状況を確認するものとする。

エ 受注者の責により採用された技術提案等を履行できない場合、受注者は再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合、発注者は、請負代金額の減額、損害賠償等を行うことができるも

のとし、その評価項目1項目につき10点を工事成績評定から減ずる措置を行う。

オ 発注者は、受注者の採用された技術提案等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約を解除し、また、指名停止措置をとることとする。

カ 不可抗力等受注者の責によらないで採用された技術提案等を履行できなくなった場合は、請負代金額の変更等その後の対応について、発注者と受注者と協議して決めるものとする。

(2) その他

ア 技術提案等で採用された施工方法については、受注者が施工計画書に反映させ、発注者が確認するものとし、設計図書及び請負代金額の変更は行わない。

イ 技術提案等を採用したことにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分についての工事に關する受注者の責任が軽減されるものではない。

ウ 採用された技術提案等については、提案以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

エ 発注者は、提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがある。

19 その他

(1) 予定価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。

(2) 落札者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）又は落札仮決定者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、長崎県議会の議決の日までの間において11のいずれかに該当し当該者の入札が無効となったときは、次順位者を落札仮決定者とする。

(3) 落札者は、下請負人と契約を締結したときは、下請負人との契約の日から30日以内に下請負人報告書（当初）を契約担任者へ提出しなければならない。また、本工事が完成したときは、下請負人報告書（完成）を提出しなければならない。

(4) 落札者は、「配置予定技術者等の資格及び工事経験表」に記載した配置予定の技術者を工事現場に専任で配置しなければならない。ただし、やむを得ない理由により契約担任者の承認を受けた場合は変更することができる。

(5) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(6) この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情処理検討委員会が、調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合調達手続の停止等があり得る。

(7) 入札公告及び本書に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、令、財務規則、建設工事執行規則、特定調達契約、長崎県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年長崎県規則第77号）及び試行要領（標準型）の定めるところによる。

総合評価落札方式（簡易型）入札公告共通事項書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
1 (略) 2 競争入札に参加する者に必要な資格 (1) 入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。 ア 長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成 15 年長崎県告示第 780 号。以下「<u>実施要綱</u>」という。）第 7 条第 1 項に規定する競争参加資格確認申請書（以下「<u>申請書</u>」という。）を適切に提出した者であること。 イ～オ (略) カ 申請書の提出期限の日以前 6 か月から落札決定の日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。 キ 落札決定の日までの間において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく精算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の申請書を再度提出し受	1 (略) 2 競争入札に参加する者に必要な資格 (1) 入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。 ア 長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成 15 年長崎県告示第 780 号。以下「<u>実施要綱</u>」という。）第 7 条第 1 項に規定する長崎県建設工事入札参加資格確認申請書（以下「<u>申請書</u>」という。）を適切に提出した者であること。 イ～オ (略) カ 申請書の提出期限の日以前 6 か月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。 キ 落札決定までの間において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく精算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の申請書を再度提出し受理された

改 正 後	改 正 前
理されたものを除く。)でないこと。 ク (略) ケ 申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの期間において、長崎県が平成 20 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知又は見積執行通知した工事における工事成績評定点が 65 点未満の通知を受けた者が以下の期間 (65 点未満の工事成績評定を受けた工事で、長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領 (平成 12 年 4 月 27 日長崎県告示第 599 号) の 6) 第 3 条により既に当該工事において指名停止措置を受けている場合は、指名停止期間を減じた期間) に該当していないこと。 a 工事成績 60 点以上 65 点未満の通知を受けた者は、工事成績通知日 (以下「通知日」という。) の翌日から 30 日間の全部又は一部。 b 工事成績 60 点未満の通知を受けた者は、通知日の翌日から 60 日間の全部又は一部。 債務負担行為工事の各年度出来高予定額に対応する年度末既済部分及び完成検査についての工事成績も同様の取扱とする。 コ 申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの期間において、下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制 (平成 10 年 10 月 29 日 21 監第 179 号 21 建企第 468 号) に基づき、下請代金等の未払いにより入札参加規制期間中でないこと。 (※エ〜コについて、契約に関し議会の議決を要する案件の場合、「落札決定」を「長崎県議会の議決」に置き換えること。) (2) 及び (3) (略)	ものを除く。) でないこと。 ク (略) ケ 申請書等の提出期限の日から落札決定を行う日までの期間において、長崎県が平成 20 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知又は見積執行通知した工事における工事成績評定点が 65 点未満の通知を受けた者が以下の期間 (65 点未満の工事成績評定を受けた工事で、長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領 (平成 12 年 4 月 27 日長崎県告示第 599 号) の 6) 第 3 条により既に当該工事において指名停止措置を受けている場合は、指名停止期間を減じた期間) に該当していないこと。 a 工事成績 60 点以上 65 点未満の通知を受けた者は、工事成績通知日 (以下「通知日」という。) の翌日から 30 日間の全部又は一部。 b 工事成績 60 点未満の通知を受けた者は、通知日の翌日から 60 日間の全部又は一部。 債務負担行為工事の各年度出来高予定額に対応する年度末既済部分及び完成検査についての工事成績も同様の取扱とする。 コ 申請書等の提出期限の日から落札決定を行う日までの期間において、下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制 (平成 21 年 10 月 29 日 21 監第 179 号 21 建企第 468 号) に基づき、下請代金等の未払いにより入札参加規制期間中でないこと。 (※エ〜主について、契約に関し議会の議決を要する案件の場合、「落札決定」を「長崎県議会の議決」に置き換えること。) (2) 及び (3) (略)

改 正 後	改 正 前
3～10 (略) 11 入札の無効 次の各号に該当する者の入札は、無効とする。 (1)～(17) (略) (18) 競争参加資格を有する者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、落札決定の日までの間において入札公告に係る入札参加資格要件を満たさなくなつたとき。 (19) 契約に関し議会の議決を要する案件の場合、競争参加資格を有する者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、長崎県議会の議決の日までの間において入札公告に係る入札参加資格要件を満たさなくなつたとき。	3～10 (略) 11 入札の無効 次の各号に該当する場合は、無効入札とする。 (1)～(17) (略)
12～16 (略) 17 契約の解除 (1) 落札決定の通知後、落札者の配置予定技術者が現場に専任で配置できないことが判明した場合には、本契約を解除する。ただし、契約担任者の承認を受け、配置予定技術者を変更する場合に、変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有する技術者を配置できる場合を除く。 * 変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有するとは、変更後配置予定技術者の入札公告の競争入札に参加する者に必要な資格の配置技術者に関する条件及び総合評価に関する事項の配置	12～16 (略)

改 正 後	改 正 前
<u>予定技術者の能力が変更前配置予定技術者と同等以上であること</u> <u>とをいう。</u> (2) <u>議会の議決を要する案件の場合、仮契約締結後長崎県議会の議決の日までの間に、落札者が配置予定技術者を現場に専任で配置できないことが判明したとき又は 11 のいづれかに該当し当該者の入札が無効となったときは、当該仮契約を解除する。</u> 18 その他 (1) (略) (2) <u>落札仮決定者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、落札決定の日までの間において 11 のいづれかに該当し当該者の入札が無効となったときは、次順位者を落札仮決定者とする。</u> (3) <u>契約に関し議会の議決を要する案件において、落札者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、長崎県議会の議決の日までの間において 11 のいづれかに該当し当該者の入札が無効となったときは、次順位者を落札仮決定者とする。</u> (4) ～ (7) (略)	17 その他 (1) (略) (2) ～ (5) (略)

総合評価落札方式（簡易型）入札公告共通事項書

- 1 本書で定める事項は、長崎県建設工事総合評価落札方式（簡易型）試行要領（平成 19 年 18 監第 467 号。以下「試行 要領（簡易型）」という。）に規定する総合評価落札方式（簡易型）のうち、一般競争入札により実施するものについて適用する。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成 15 年長崎県告示第 780 号。以下「実施要綱」という。）第 7 条第 1 項に規定する競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を適切に提出した者であること。
 - イ 試行要領（簡易型）5（1）に規定する技術資料（以下「技術資料」という。）を適切に提出した者であること。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。

ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者にあつては、契約締結のために必要な同意を得ている者。
 - エ 発注工種について、申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）第 27 条の 23 の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。
 - オ 申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において知事から指名停止又は指名除外の措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
 - カ 申請書の提出期限の日以前 6 か月から落札決定の日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
 - キ 落札決定の日までの間において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく精算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の申請書を再度提出し受理されたものを除く。）でないこと。
 - ク 入札公告の日から落札決定の日までの間において入札に参加する者の間に、長崎県発注の建設工事における系列会社の同一入札への参加制限について（平成 18 年 3 月 24 日 17 監第 544 号）に規定された系列会社の基準に該当している者がいないこと。
 - ケ 申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの期間において、長崎県が平成 20 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知又は見積執行通知した工事における工事成績評定点が 65 点未満の通知を受けた者が以下の期間（65 点未満の工事成績評定を受けた工事で、長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成 12 年 4 月 27 日長崎県告示第 599 号の 6）第 3 条により既に当該工事において指名停止措置を受けている場合は、指名停止期間を減じた期間）に該当していないこと。
 - a 工事成績 60 点以上 65 点未満の通知を受けた者は、工事成績通知日（以下「通知日」という。）の翌日から 30 日間の全部又は一部。
 - b 工事成績 60 点未満の通知を受けた者は、通知日の翌日から 60 日間の全部又は一部。

債務負担行為工事の各年度出来高予定額に対応する年度末既済部分及び完成検査についての工事成績も同様の取扱とする。

- コ 申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの期間において、下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制（平成 21 年 10 月 29 日 21 監第 179 号 21 建企第 468 号）に基づき、下請代金等の未払いにより入札参加規制期間中でないこと。

（※エ～コについて、契約に関し議会の議決を要する案件の場合、「落札決定」を「長崎県議会の議決」に置き換えること。）

- （2） 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を対象とした工事である場合は、前項で定める要件を満たす者を構成員とし、かつ次に掲げる要件をすべて満たす共同企業体であること。

ア 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合又は経常建設共同企業体（中小若しくは中堅の建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成された共同企業体をいう。）でないこと。

イ 各構成員が、同一公告における他の共同企業体の構成員でないこと。

ウ 自主的に結成された共同企業体であること。

エ 経営の形態は、共同施工方式であること。

オ 代表構成員は、その他の構成員の出資比率を上回る者であること。

カ 次に定める期間存続できる共同企業体であること。

a 請負契約の相手方となった場合は、本工事の請負契約の履行後 3 か月以上

b 請負契約の相手方とならなかった場合は、請負契約締結の日まで

- （3） 電子入札（長崎県環境部、水産部、農林部及び土木部が実施する県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（調達業務を実施するためのものをいう。以下「電子入札システム」という。）を使用して行う入札をいう。以下同じ。）に入札参加できる者は、前 2 項を満たし、かつ、長崎県建設工事電子入札実施要綱（以下「電子入札要綱」という。）第 4 条に規定する利用者登録を適正に行った者であること。また、共同企業体として入札参加できる者は、前 2 項を満たし、かつ、電子入札要綱第 7 条第 2 項に規定するとおり、すべての構成員の利用者登録を適正に行った者であること。

ただし、電子入札要綱第 28 条第 2 項第 1 号に該当する場合を除く。

3 配置予定技術者の取扱い

- （1） 他の建設工事の入札（国、県、市町村、公社、公団等の実施する入札。）に配置予定技術者として申請した者を配置予定技術者として申請することができる。
- （2） 同一の入札において 2 名まで配置予定技術者として申請することができる。なお、共同企業体の場合は各構成員 2 名までとする。
- （3） 申請書等及び技術資料の提出期限後は、申請した技術者の変更を認めない。

4 入札参加資格及び総合評価の確認に必要な提出書類

- （1） 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は申請書等として、次に掲げる書類のうち公告において指定する書類を提出しなければならない。

ア 競争参加資格確認申請書（実施要綱様式 第 2 号（その 1）、共同企業体を対象とした工事の場合は（その 2））

イ 特定建設工事共同企業体協定書の写し（長崎県特定建設工事共同企業体取扱要領 様式 1）

ウ 公告記載の工事の業種に対応する建設業法上の許可通知書の写し又は許可証明書の写し（申請時にあって有効なもの。共同企業体の場合は構成員ごとに必要。）

エ 公告に定める期間を審査基準日とした総合評定値通知書の写し。（共同企業体の場合は構成員ごとに必

要)

オ 同種工事の施工実績表(実施要綱 様式第3号)及びその添付書類

※ 同種工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、添付書類に代えて工事实績情報サービスデータの写しを添付すること。

カ 配置予定技術者等の資格及び工事経験表(実施要綱様式第4号)及びその添付書類

キ 「配置予定技術者等の資格及び工事経験表」記載の工事経験を証するための次に掲げる書類

a 工事経験に係る工事の契約書の写し又は工事完成確認書の写し

b 当該技術者が監理技術者又は主任技術者として工事経験に係る工事に従事していたことを証する書類

※ 工事経験に係る工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、工事の契約書の写し又は工事完成確認書の写しに代えて工事实績情報システムデータの写しを添付すること。

※ カ及びキについて、配置予定技術者を2名申請する場合は、それぞれの技術者毎に作成すること。

ク 適用規格の認証を取得していることを示す次に掲げるすべての書類

a 認証取得の登録証の写し

b 当該工事を担当する組織が、認証取得対象となっている組織に含まれていることを示す書類

c 認証している事業活動が、当該工事の内容に一致していることを示す書類

※ b、cについては、aによってその内容が確認できる場合は不要とする。

ケ 「長崎県発注の港湾、漁港等の海上工事にかかる制限付き一般競争入札の入札参加資格要件となる一定の条件を備えた作業船の取扱要領」に定める長崎県港湾漁港等海上工事に係る一定の条件を備えた作業船保有確認証の写し。

コ 上記アからケのほか、公告において定める書類

(2) 入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は技術資料として、次に掲げる書類のうち公告において指定する書類を提出しなければならない。

ア 技術資料総括表(試行要領(簡易型) 様式1号)

イ 簡易な施工計画(試行要領(簡易型) 様式2号)

ウ 配置予定技術者の能力(試行要領(簡易型) 様式3号)

※ 配置予定技術者を2名申請する場合は、それぞれの技術者毎に作成すること。

エ 企業の施工能力(試行要領(簡易型) 様式4-1号)

オ 企業の施工能力(試行要領(簡易型) 様式4-2号)

カ 地域精進度(試行要領(簡易型) 様式5号)

キ 地域貢献度・安全管理(試行要領(簡易型) 様式6号)

ク 上記アからキのほか、公告において定める書類

(3) 書類の作成及び提出について

① 紙入札対象工事の場合

ア 申請書等

提出部数は2部(原本1部、写し1部)とし、うち1部(写し)は受付後返却する。

イ 技術資料

紙による提出部数は2部(原本1部、写し1部)、電子媒体(CD)による提出部数は1部とし、紙のうち1部(写し)は受付後返却する。

イ 提出書類等は、公告に示す期間及び場所に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

ウ 提出書類等は、受付後1部返却されたものを除き返却しない。

② 電子入札対象工事の場合

ア 申請書等

電子入札システムにより提出書類の電子ファイルを添付して提出するものとする。

イ 技術資料

- a 技術資料は、公告に示す期間、場所及び方法で提出すること。
- b 持参による提出の場合、紙による提出部数は2部（原本1部、写し1部）、電子媒体（CD）による提出部数は1部とし、紙うち1部（写し）は受付後返却する。
- c 郵送による提出の場合、紙による提出部数は1部（原本）、電子媒体（CD）による提出部数は1部とする。

ただし、8の（2）の③により紙入札に移行した場合当該システムによる提出が困難な場合には、県の承認を得たうえで、紙入札対象工事の場合に準じて提出するものとする。

③ 紙入札対象工事、電子入札対象工事共通事項

- ア 提出書類様式は、公告に示す期間及び方法において交付するものとする。
- イ 申請書及び技術資料等を期限までに適切に提出しない者は、入札に参加することができない。
- ウ 提出書類等の作成に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- エ 県は、提出書類等を公表又は無断で他の用途に使用しない。
- オ 提出期限を過ぎての提出資料等の差し換え及び再提出は、特別な事情がある場合を除き認めない。

5 入札説明書の交付

入札説明書として、設計図書等の入札に関し必要な図書を、公告に示すとおり交付する。

なお、入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。また、公告に定める期間以降の質問や意見は受け付けない。

6 現場説明会

行わない

7 最低制限価格

設定する

8 入札方法等

（1） 紙入札対象工事の場合

- ① 入札の日時及び場所は公告に示すとおりとし、郵送等による入札は認めない。
- ② 代理人が入札するときは、委任状を提出するとともに、入札書には代理人が記名押印すること。
- ③ 入札に際しては、競争参加資格確認通知書の写しを提示すること。
- ④ 入札書及び入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号。以下「建設工事執行規則」という。）に定める様式によること。
- ⑤ 工事費内訳書は、入札書の投函時に提出すること。
- ⑥ 入札当日の気象条件（大雨、大雪、台風接近等）から入札の執行に支障が生じることが予想される場合は、入札を延期することがあるので事前に確認すること。

（2） 電子入札対象工事の場合

- ① 入札期間及び開札日時は公告に示すとおりとし、電子入札システムにより提出するものとする。
- ② 入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。ただし、代理人が立ち会うときは委任状を提出すること。

なお、開札に立ち会う者は競争参加資格確認通知書の写しを提示すること。

また、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない長崎県職員を立ち会わせて開札を行う。

③ 次に掲げる場合に限り、17の(5)により県の承認を得たうえで、紙入札への移行を認める。

ア 適正に利用者登録を完了している者のＩＣカード情報のうち「企業名称」又は「利用者氏名」の変更に伴う再発行の申請（準備）中であって当該入札の手続きに間に合わないとき。なお、他のＩＣカード情報（「企業所在地」又は「利用者の自宅住所」）に変更が生じた場合は、再発行までの間は変更前のＩＣカードによる電子入札への参加は可能とする。

イ 契約担任者が紙入札への移行を指示したとき

④ 紙入札へ移行する者は、入札期間中に入札書を封入した入札書用封筒及び9に定める工事費内訳書を工事番号、工事名及び開札日並びに入札者の企業名称及び代表者等名を表記した封筒に封入して県の入札等担当部局へ持参し、開札には必ず立ち会わなければならない。

(3) 紙入札対象工事、電子入札対象工事共通事項

① 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者、免税事業者であるかに関わらず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

② 入札執行回数は1回とし、入札不調の場合においても随意契約による契約は行わない。

9 工事費内訳書の提出

- ① 入札に際しては、数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額（営繕工事にあつては、数量書に掲げる工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する、金額を表示したもの。）（様式は任意。ただし、商号又は名称並びに代表者氏名、住所、工事番号、工事場所及び工事名を記載すること。）を明示した工事費内訳書を押印の上、提出すること（押印は、電子入札システムにより提出する場合は、不要とする。）。
- ② 工事費内訳書の合計額は入札額と同額とし、値引き及びマイナス計上の項目（スクラップ控除等を除く。）及び1式表示（入札説明書中の数量総括表及び数量書で1式表示となっているものを除く。）を設けないこと（「工事費内訳書取扱要領（平成20年7月9日付け20建企第233号）」で認められているものを除く。）。
- ③ 「簡易な施工計画」に対応するものの金額を「技術提案実施に必要な経費」として記載すること。また、「技術提案実施に必要な経費」は、1式計上とすることができるものとし、①の合計額と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を入札額と同額とすること。
- ④ 工事費内訳書は、「工事費内訳書取扱要領」に基づき取り扱う。
- ⑤ 提出された工事費内訳書は、返却しない。
- ⑥ 提出された工事費内訳書の引換え、変更又は撤回（取消）は認めない。
- ⑦ 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出する。
- ⑧ 提出された工事費内訳書について、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号）第7条の不開示情報に該当するものとし、開示対象としない。
- ⑨ 電子入札対象工事の場合は、電子入札システムによる入札書に電子ファイルとして添付し提出するものとし、提出後の変更並びに追加提出はできないものとする。
ただし、8の(2)の③により紙入札に移行した場合及び当該システムによる提出が困難な場合（電子入札要綱第11条第1項に該当する場合をいう。）には県の承認を得たうえで、紙入札の場合に準じて書面により提出することができる。

10 入札保証金及び契約保証金

競争参加資格確認結果通知の際に併せて通知する。

11 入札の無効

次の各号に該当する者の入札は、無効とする。

- (1) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札者が契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- (8) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (9) 入札書又は技術資料（様式1号）に記名押印がないとき（署名のみのときを含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (10) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意志表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 工事費内訳書の提出がない場合及び「工事費内訳書取扱要領」の入札無効基準に該当した場合。
- (13) 入札に参加した者の間に一定の系列関係があると認められるとき。
- (14) 入札説明書の交付を公告に示す期間内及び方法により受けていない場合及び交付を受けた入札説明書を当該建設工事の他の入札者に提供、貸借又は閲覧に供した場合。
- (15) 4（2）アからキに掲げる書類のうち、公告において指定する書類の提出を一部でも欠いた場合、その書類に記載が全くない場合または虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合。
- (16) 技術資料（様式1号）に記名、押印がない場合。
- (17) 技術資料（様式2号）に提案内容の記載がない場合。または、記載があっても評価項目に対し提案内容が全て異なる場合。
- (18) 競争参加資格を有する者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、落札決定の日までの間において入札公告に係る入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (19) 契約に関し議会の議決を要する案件の場合、競争参加資格を有する者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、長崎県議会の議決の日までの間において入札公告に係る入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

12 虚偽記載があった場合の措置

4に定める提出書類に記載された内容に虚偽が認められた場合は、長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成12年4月27日長崎県告示第599号）に基づき指名停止となる場合がある。

13 入札結果の公表

入札結果は、落札者決定後遅滞なく公表するものとし、契約を締結した日の翌日から起算して1年間の経過する日まで入札担当部局において閲覧に供するとともに、公告記載のホームページに掲載する。

14 契約書の作成

- (1) 必要。
- (2) 落札者決定に反映された技術資料について、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、工事請負契約書に記載し添付する。

15 請負代金の支払条件

- (1) 前金払は、請負代金額（会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度出来高予定額。）の10分の4以内の額とする。
- (2) 請負代金額1千万円以上の工事においては、契約締結時に工期途中における請負代金額の一部支払いについて、次のア又はイのいずれかを選択すること。

ア 中間前金払を選択した場合は、請負代金額（会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度出来高予定額。）の10分の2以内の額。ただし、中間前金払を含めた前金払の合計額が10分の6以内の額とする。

イ 部分払を選択した場合の回数は、次の区分による。（会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度における回数とする。）

請 負 代 金 額	回 数	請 負 代 金 額	回 数
1000万円未満	行わない	3000万円以上 1億円未満	2 回
1000万円以上 3000万円未満	1 回	1億円以上	3 回

- (3) 請負代金額が1千万円未満の工事に係る工期途中における請負代金額の一部支払いについては部分払のみとし、その回数は前項のイを準用する。

16 総合評価に関する事項

(1) 評価内容の確保

受注者は、技術資料に記載した施工方法により施工し、落札者決定に反映された技術資料を満たす施工を行うものとする。「簡易な施工計画」に記載された内容については、工事請負契約書に添付するものとし、工事途中及び完了後において、履行状況について発注者が検査を行う。受注者の責により提案内容を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合及び技術提案がされた部分において、仕様を満足できなかったものがある場合は、工事成績評点から点数を減ずる措置を行う。評価した施工計画が受注者の責により履行されていない場合は、その評価項目1項目につき10点減点する。

また、以下のア、イに該当する場合において、その内容を工事請負契約書に記載するものとし、工事途中及び完了後において、履行状況について発注者が確認を行う。施工時にその履行が確認されない場合は、工事成績評点から10点減点する。ただし、受注者の責によらない場合はこの限りでない。

ア 評価項目に「基幹技能者の配置」があり、技術資料において「配置する」を誓約した場合。

イ 評価項目に「労務賃金の支払い」があり、技術資料において「誓約する」を誓約した場合。

さらに、技術資料に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約を解除し、また、指名停止措置をとることとする。

(2) その他

ア 技術資料（様式2号）に記載された提案内容については、受注者が施工計画書に反映させ、発注者が確認するものとし、設計図書及び請負代金の変更は行わない。

イ 技術資料を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分についての工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

ウ 提案された施工計画については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

- エ 発注者は、資料内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。
ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがある。

17 契約の解除

- (1) 落札決定の通知後、落札者の配置予定技術者が現場に専任で配置できないことが判明した場合には、本契約を解除する。ただし、契約担任者の承認を受け、配置予定技術者を変更する場合に、変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有する技術者を配置できる場合を除く。

* 変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有するとは、変更後配置予定技術者の入札公告の競争入札に参加する者に必要な資格の配置技術者に関する条件及び総合評価に関する事項の配置予定技術者の能力が変更前配置予定技術者と同等以上であることをいう。

- (2) 議会の議決を要する案件の場合、仮契約締結後長崎県議会の議決の日までの間において、落札者が配置予定技術者を現場に専任で配置できないことが判明したとき又は 11 のいずれかに該当し当該者の入札が無効となったときは、当該仮契約を解除する。

18 その他

- (1) 予定価格及び最低制限価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。
- (2) 落札仮決定者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、落札決定の日までの間において 11 のいずれかに該当し当該者の入札が無効となったときは、次順位者を落札仮決定者とする。
- (3) 契約に関し議会の議決を要する案件において、落札者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、長崎県議会の議決の日までの間において 11 のいずれかに該当し当該者の入札が無効となったときは、次順位者を落札仮決定者とする。
- (4) 落札者は、下請負人と契約を締結したときは、速やかに仕様書で定める施工体系図を契約担任者へ提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由による場合で、かつ、変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有する技術者を配置することができる場合は、契約担任者の承認を受け、変更することができる。なお、変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有するとは、変更後配置予定技術者の入札公告 2 の配置技術者に関する条件及び総合評価に関する事項の配置予定技術者の能力内容が変更前配置予定技術者と同等以上であることをいう。
- (5) 落札者は、「配置予定技術者等の資格及び工事経験表」に記載した配置予定の技術者を工事現場に専任で配置しなければならない。
- (6) 公告及び本書に定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、財務規則及び建設工事執行規則及び長崎県建設工事総合評価落札方式（簡易型）試行要領の定めるところによる。
- (7) 電子入札において、紙入札へ移行することについて承認を得ようとする者は、入札公告に記載する申請書等受付締切日時（電子入札システムにより既に申請書等の提出を行った者が入札書等の提出を紙入札により行うときは、入札書等受付締切日時）の前日から起算して 3 日（休日を除く。）前までに、紙入札承認申請書（電子入札実施要綱様式第 4 号）に 8 の（2）の③のアに定める事実を証する書類を付して県の入札等担当部局に提出しなければならない。

総合評価落札方式（特別簡易型）入札公告共通事項書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
1 (略) 2 競争入札に参加する者に必要な資格 (1) 入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。 ア 長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成 15 年長崎県告示第 780 号。以下「実施要綱」という。）第 7 条第 1 項に規定する競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を適切に提出した者であること。 イ～オ (略) カ 申請書の提出期限の日以前 6 か月から落札決定の日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。 キ 落札決定の日までの間において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく精算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づき更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の申請書を再度提出し受理さ	1 (略) 2 競争入札に参加する者に必要な資格 (1) 入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。 ア 長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成 15 年長崎県告示第 780 号。以下「実施要綱」という。）第 7 条第 1 項に規定する長崎県建設工事入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を適切に提出した者であること。 イ～オ (略) カ 申請書の提出期限の日以前 6 か月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。 キ 落札決定までの間において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく精算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づき更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の申請書を再度提出し受理され

改 正 後	改 正 前
れたものを除く。)でないこと。 ク (略) ケ 申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの期間において、長崎県が平成 20 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知又は見積執行通知した工事における工事成績評定点が 65 点未満の通知を受けた者が以下の期間(65 点未満の工事成績評定を受けた工事で、長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指止の措置要領(平成 12 年 4 月 27 日長崎県告示第 599 号の 6)第 3 条により既に当該工事において指名停止措置を受けている場合は、指名停止期間を減じた期間)に該当してないこと。 a 工事成績 60 点以上 65 点未満の通知を受けた者は、工事成績通知日(以下「通知日」という。)の翌日から 30 日間の全部又は一部。 b 工事成績 60 点未満の通知を受けた者は、通知日の翌日から 60 日間の全部又は一部。 債務負担行為工事の各年度出来高予定額に対応する年度未既済部分及び完成検査についての工事成績も同様の取扱とする。 コ 申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの期間において、下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制(平成 21 年 10 月 29 日 21 監第 179 号 21 建企第 468 号)に基づき、下請代金等の未払いにより入札参加規制期間中でないこと。 (2) 及び (3) (略)	ものを除く。)でないこと。 ク (略) ケ 申請書等の提出期限の日から落札決定を行う日までの期間において、長崎県が平成 20 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知又は見積執行通知した工事における工事成績評定点が 65 点未満の通知を受けた者が以下の期間(65 点未満の工事成績評定を受けた工事で、長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指止の措置要領(平成 12 年 4 月 27 日長崎県告示第 599 号の 6)第 3 条により既に当該工事において指名停止措置を受けている場合は、指名停止期間を減じた期間)に該当してないこと。 a 工事成績 60 点以上 65 点未満の通知を受けた者は、工事成績通知日(以下「通知日」という。)の翌日から 30 日間の全部又は一部。 b 工事成績 60 点未満の通知を受けた者は、通知日の翌日から 60 日間の全部又は一部。 債務負担行為工事の各年度出来高予定額に対応する年度未既済部分及び完成検査についての工事成績も同様の取扱とする。 コ 申請書等の提出期限の日から落札決定を行う日までの期間において、下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制(平成 21 年 10 月 29 日 21 監第 179 号 21 建企第 468 号)に基づき、下請代金等の未払いにより入札参加規制期間中でないこと。 (※工へきについて、契約に関し議会の議決を要する案件の場合、「落札決定」を「長崎県議会の議決」に置き換えること。) (2) 及び (3) (略)

改 正 後	改 正 前
3～10 (略) 11 入札の無効 次の各号に該当する者の入札は、無効とする。 (1)～(16) (略) (17) 競争参加資格を有する者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、落札決定の日までの間において、入札公告に係る入札参加資格要件を満たさなくなつたとき。 12～16 (略) 17 契約の解除 落札決定の通知後、落札者の配置予定技術者が現場に専任で配置できないことが判明した場合には、本契約を解除する。ただし、契約担任者の承認を受け、配置予定技術者を変更する場合に、変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有する技術者を配置できる場合を除く。 * 変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有するとは、変更後配置予定技術者の入札公告の競争入札に参加する者に必要な資格の配置技術者に関する条件及び総合評価に関する事項の配置予定技術者の能力が変更前配置予定技術者と同等以上であることをいう。 18 その他 (1) (略) (2) 落札仮決定者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成す	3～10 (略) 11 入札の無効 次の各号に該当する場合は、無効入札とする。 (1)～(16) (略) 12～16 (略) 17 その他 (1) (略)

改 正 後	改 正 前
る金て又は一部(の構成員)が、落札決定の日までの間において11のいずれかに該当し当該者の入札が無効となったときは、次順位者を落札仮決定者とする。 (4) ～ (7) (略)	(2) ～ (5) (略)

総合評価落札方式（特別簡易型）入札公告共通事項書

- 1 本書で定める事項は、長崎県建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領（平成 19 年 18 監第 467 号。以下「試行要領（特別簡易型）」という。）に規定する総合評価落札方式（特別簡易型）について適用する。
 - 2 競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成 15 年長崎県告示第 780 号。以下「実施要綱」という。）第 7 条第 1 項に規定する競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を適切に提出した者であること。
 - イ 試行要領（特別簡易型）5（1）に規定する技術資料（以下「技術資料」という。）を適切に提出した者であること。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。

ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者にあつては、契約締結のために必要な同意を得ている者。
 - エ 発注工種について、申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）第 27 条の 23 の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。
 - オ 申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において知事から指名停止又は指名除外の措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
 - カ 申請書の提出期限の日以前 6 か月から落札決定の日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
 - キ 落札決定の日までの間において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく精算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の申請書を再度提出し受理されたものを除く。）でないこと。
 - ク 入札公告の日から落札決定の日までの間において入札に参加する者の間に、長崎県発注の建設工事における系列会社の同一入札への参加制限について（平成 18 年 3 月 24 日 17 監第 544 号）に規定された系列会社の基準に該当している者がいないこと。
 - ケ 申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの期間において、長崎県が平成 20 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知又は見積執行通知した工事における工事成績評定点が 65 点未満の通知を受けた者が以下の期間（65 点未満の工事成績評定を受けた工事で、長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成 12 年 4 月 27 日長崎県告示第 599 号の 6）第 3 条により既に当該工事において指名停止措置を受けている場合は、指名停止期間を減じた期間）に該当していないこと。
 - a 工事成績 60 点以上 65 点未満の通知を受けた者は、工事成績通知日（以下「通知日」という。）の翌日から 30 日間の全部又は一部。
 - b 工事成績 60 点未満の通知を受けた者は、通知日の翌日から 60 日間の全部又は一部。
- 債務負担行為工事の各年度出来高予定額に対応する年度末既済部分及び完成検査についての工事成績

も同様の取扱とする。

コ 申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの期間において、下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制（平成 21 年 10 月 29 日 21 監第 179 号 21 建企第 468 号）に基づき、下請代金等の未払いにより入札参加規制期間中でないこと。

(2) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を対象とした工事である場合は、前項で定める要件を満たす者を構成員とし、かつ次に掲げる要件をすべて満たす共同企業体であること。

ア 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合又は経常建設共同企業体（中小若しくは中堅の建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成された共同企業体をいう。）でないこと。

イ 各構成員が、同一公告における他の共同企業体の構成員でないこと。

ウ 自主的に結成された共同企業体であること。

エ 経営の形態は、共同施工方式であること。

オ 代表構成員は、その他の構成員の出資比率を上回る者であること。

カ 次に定める期間存続できる共同企業体であること。

a 請負契約の相手方となった場合は、本工事の請負契約の履行後 3 か月以上

b 請負契約の相手方とならなかった場合は、請負契約締結の日まで

(3) 電子入札（長崎県環境部、水産部、農林部及び土木部が実施する県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（調達業務を実施するためのものをいう。以下「電子入札システム」という。）を使用して行う入札をいう。以下同じ。）に入札参加できる者は、前 2 項を満たし、かつ、長崎県建設工事電子入札実施要綱（以下「電子入札要綱」という。）第 4 条に規定する利用者登録を適正に行った者であること。また、共同企業体として入札参加できる者は、前 2 項を満たし、かつ、電子入札要綱第 7 条第 2 項に規定するとおり、すべての構成員の利用者登録を適正に行った者であること。

ただし、電子入札要綱第 28 条第 2 項第 1 号に該当する場合を除く。

3 配置予定技術者の取扱い

(1) 他の建設工事の入札（国、県、市町村、公社、公団等の実施する入札。）に配置予定技術者として申請した者を配置予定技術者として申請することができる。

(2) 同一の入札において 2 名まで配置予定技術者として申請することができる。なお、共同企業体の場合は、各構成員 2 名までとする。

(3) 申請書等及び技術資料の提出期限後は、申請した技術者の変更を認めない。

4 入札参加資格及び総合評価の確認に必要な提出書類

(1) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は申請書等として、次に掲げる書類のうち公告において指定する書類を提出しなければならない。

ア 競争参加資格確認申請書（実施要綱様式 第 2 号（その 1）、共同企業体を対象とした工事の場合は（その 2））

イ 特定建設工事共同企業体協定書の写し（長崎県特定建設工事共同企業体取扱要領 様式 1）

ウ 公告記載の工事の業種に対応する建設業法上の許可通知書の写し又は許可証明書の写し（申請時に有効なもの。共同企業体の場合は構成員ごとに必要。）

エ 公告に定める期間を審査基準日とした総合評定値通知書の写し（共同企業体の場合は構成員ごとに必要。）

オ 同種工事の施工実績表（実施要綱 様式第 3 号）及びその添付書類

※ 同種工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス (CORINS)」に登録されて

いる場合は、添付書類に代えて工事实績情報サービスデータの写しを添付すること。

カ 配置予定技術者等の資格及び工事経験表（実施要綱様式第4号）及びその添付書類

キ 「配置予定技術者等の資格及び工事経験表」記載の工事経験を証するための次に掲げる書類

ア 工事経験に係る工事の契約書の写し又は工事完成確認書の写し

イ 当該技術者が監理技術者又は主任技術者として工事経験に係る工事に従事していたことを証する書類

※ 工事経験に係る工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登載されている場合は、工事の契約書の写し又は工事完成確認書の写しに代えて工事实績情報システムデータの写しを添付すること。

※ カ及びキについて、配置予定技術者を2名申請する場合は、それぞれの技術者毎に作成すること。

ク 適用規格の認証を取得していることを示す次に掲げるすべての書類

ア 認証取得の登録証の写し

イ 当該工事を担当する組織が、認証取得対象となっている組織に含まれていることを示す書類

イ 認証している事業活動が、当該工事の内容に一致していることを示す書類

※ b、cについては、aによってその内容が確認できる場合は不要とする。

ケ 「長崎県発注の港湾、漁港等の海上工事にかかる制限付き一般競争入札の入札参加資格要件となる一定の条件を備えた作業船の取扱要領」に定める長崎県港湾漁港等海上工事に係る一定の条件を備えた作業船保有確認証の写し。

コ 上記アからケのほか、公告において定める書類

(2) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は技術資料として、次に掲げる書類のうち公告において指定する書類を提出しなければならない。

ア 技術資料総括表（試行要領（特別簡易型）様式1号）

イ 配置予定技術者の能力（試行要領（特別簡易型）様式3号）

※ 配置予定技術者を2名申請する場合は、それぞれの技術者毎に作成すること。

ウ 企業の施工能力（試行要領（特別簡易型）様式4-1号）

エ 企業の施工能力（試行要領（特別簡易型）様式4-2号）

オ 地域精通度（試行要領（特別簡易型）様式5号）

カ 地域貢献度・安全管理（試行要領（特別簡易型）様式6号）

キ 上記アからカのほか、公告において定める書類

(3) 書類の作成及び提出について

① 紙入札対象工事の場合

ア 申請書等

提出部数は2部（原本1部、写し1部）とし、うち1部（写し）は受付後返却する。

イ 技術資料

紙による提出部数は2部（原本1部、写し1部）、電子媒体（CD）による提出部数は1部とし、紙のうち1部（写し）は受付後返却する。

イ 提出書類等は、公告に示す期間及び場所に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

ウ 提出書類等は、受付後1部返却されたものを除き返却しない。

② 電子入札対象工事の場合

ア 申請書等

電子入札システムにより提出書類の電子ファイルを添付して提出するものとする。

イ 技術資料

ア 技術資料は、公告に示す期間、場所及び方法で提出すること。

- b 持参による提出の場合、紙による提出部数は2部（原本1部、写し1部）、電子媒体（CD）による提出部数は1部とし、紙うち1部（写し）は受付後返却する。
- c 郵送による提出の場合、紙による提出部数は1部（原本）、電子媒体（CD）による提出部数は1部とする。

ただし、8の（2）の③により紙入札に移行した場合当該システムによる提出が困難な場合には、県の承認を得たうえで、紙入札対象工事の場合に準じて提出するものとする。

③ 紙入札対象工事、電子入札対象工事共通事項

- ア 提出書類様式は、公告に示す期間及び方法において交付するものとする。
- イ 申請書及び技術資料等を期限までに適切に提出しない者は、入札に参加することができない。
- ウ 提出書類等の作成に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- エ 県は、提出書類等を公表又は無断で他の用途に使用しない。
- オ 提出期限を過ぎての提出資料等の差し換え及び再提出は、特別な事情がある場合を除き認めない。

5 入札説明書の交付

入札説明書として、設計図書等の入札に関し必要な図書を、公告に示すとおり交付する。

なお、入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問確認すること。また、公告に定める期間以降の質問や意見は受け付けない。

6 現場説明会

行わない

7 最低制限価格

設定する

8 入札方法等

（1） 紙入札対象工事の場合

- ① 入札の日時及び場所は公告に示すとおりとし、郵送等による入札は認めない。
- ② 代理人が入札するときは、委任状を提出するとともに、入札書には代理人が記名押印すること。
- ③ 入札に際しては、競争参加資格確認通知書の写しを提示すること。
- ④ 入札書及び入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号。以下「建設工事執行規則」という。）に定める様式によること。
- ⑤ 工事費内訳書は、入札書の投函時に提出すること。
- ⑥ 入札当日の気象条件（大雨、大雪、台風接近等）から入札の執行に支障が生じることが予想される場合は、入札を延期することがあるので事前に確認すること。

（2） 電子入札対象工事の場合

- ① 入札期間及び開札日時は公告に示すとおりとし、電子入札システムにより提出するものとする。
- ② 入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。ただし、代理人が立ち会うときは委任状を提出すること。

なお、開札に立ち会う者は競争参加資格確認通知書の写しを提示すること。

また、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない長崎県職員を立ち会わせて開札を行う。

- ③ 次に掲げる場合に限り、17の（5）により県の承認を得たうえで、紙入札への移行を認める。

ア 適正に利用者登録を完了している者のＩＣカード情報のうち「企業名称」又は「利用者氏名」の変更に伴う再発行の申請（準備）中であって当該入札の手続きに間に合わないとき。なお、他のＩＣカ

ード情報（「企業所在地」又は「利用者の自宅住所」）に変更が生じた場合は、再発行までの間は変更前のＩＣカードによる電子入札への参加は可能とする。

イ 契約担任者が紙入札への移行を指示したとき

- ④ 紙入札へ移行する者は、入札期間中に入札書を封入した入札書用封筒及び９に定める工事費内訳書を工事番号、工事名及び開札日並びに入札者の企業名称及び代表者等名を表記した封筒に封入して県の入札等担当部局へ持参し、開札には必ず立ち会わなければならない。

(3) 紙入札対象工事、電子入札対象工事共通事項

- ① 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者、免税事業者であるかに関わらず、見積った契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- ② 入札執行回数は 1 回とし、入札不調の場合においても随意契約による契約は行わない。

9 工事費内訳書の提出

- ① 入札に際しては、数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額（営繕工事にあつては、数量書に掲げる工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する、金額を表示したもの。）（様式は任意。ただし、商号又は名称並びに代表者氏名、住所、工事番号、工事場所及び工事名を記載すること。）を明示した工事費内訳書を押印の上、提出すること（押印は、電子入札システムにより提出する場合は、不要とする。）。
- ② 工事費内訳書の合計額は入札額と同額とし、値引き及びマイナス計上の項目（スクラップ控除等を除く。）及び 1 式表示（入札説明書中の数量総括表及び数量書で 1 式表示となっているものを除く。）を設けないこと（「工事費内訳書取扱要領（平成 20 年 7 月 9 日付け 20 建企第 233 号）」で認められているものを除く。）。
- ③ 工事費内訳書は、「工事費内訳書取扱要領」に基づき取り扱う。
- ④ 提出された工事費内訳書は、返却しない。
- ⑤ 提出された工事費内訳書の引換え、変更又は撤回（取消）は認めない。
- ⑥ 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出する。
- ⑦ 提出された工事費内訳書について、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号）第 7 条の不開示情報に該当するものとし、開示対象としない。
- ⑧ 電子入札対象工事の場合は、電子入札システムによる入札書に電子ファイルとして添付し提出するものとし、提出後の変更並びに追加提出はできないものとする。
- ただし、8 の（2）の③により紙入札に移行した場合及び当該システムによる提出が困難な場合（電子入札要綱第 11 条第 1 項に該当する場合をいう。）には県の承認を得たうえで、紙入札の場合に準じて書面により提出することができる。

10 入札保証金及び契約保証金

競争参加資格確認結果通知の際に併せて通知する。

11 入札の無効

次の各号に該当する者の入札は、無効とする。

- (1) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

- (5) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札者が契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- (8) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (9) 入札書に記名押印がないとき（署名のみのときを含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (10) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意志表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 工事費内訳書の提出がない場合及び「工事費内訳書取扱要領」の入札無効基準に該当した場合。
- (13) 入札に参加した者の間に一定の系列関係があると認められるとき。
- (14) 入札説明書の交付を公告に示す期間内及び方法により受けていない場合及び交付を受けた入札説明書を当該建設工事の他の入札者に提供、貸借又は閲覧に供した場合。
- (15) 4（2）アからカに掲げる書類のうち、公告において指定する書類の提出を一部でも欠いた場合、その書類に記載が全くない場合または虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合。
- (16) 技術資料（様式1号）に記名、押印がない場合。
- (17) 競争参加資格を有する者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、落札決定の日までの間において、入札公告に係る入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

12 虚偽記載があった場合の措置

4に定める提出書類に記載された内容に虚偽が認められた場合は、長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成12年4月27日長崎県告示第599号）に基づき指名停止となる場合がある。

13 入札結果の公表

入札結果は、落札者決定後遅滞なく公表するものとし、契約を締結した日の翌日から起算して1年間が経過する日まで入札担当部局において閲覧に供するとともに、公告記載のホームページに掲載する。

14 契約書の作成

- (1) 必要。
- (2) 落札者決定に反映された技術資料について、履行できなかった場合の措置について、工事請負契約書に記載し添付する。

15 請負代金の支払条件

- (1) 前金払は、請負代金額（会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度出来高予定額。）の10分の4以内の額とする。
- (2) 請負代金額1千万円以上の工事においては、契約締結時に工期途中における請負代金額の一部支払いについて、次のア又はイのいずれかを選択すること。
 - ア 中間前金払を選択した場合は、請負代金額（会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度出来高予定額。）の10分の2以内の額。ただし、中間前金払を含めた前金払の合計額が10分の6以内の額とする。
 - イ 部分払を選択した場合の回数は、次の区分による。（会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度における回数とする。）

請 負 代 金 額	回 数	請 負 代 金 額	回 数
1000万円未満	行わない	3000万円以上 1億円未満	2 回
1000万円以上 3000万円未満	1 回	1億円以上	3 回

- (3) 請負代金額が1千万円未満の工事に係る工期途中における請負代金額の一部支払いについては部分払のみとし、その回数は前項のイを準用する。

16 総合評価に関する事項

(1) 評価内容の確保

以下のア、イに該当する場合において、その内容を工事請負契約書に記載するものとし、工事途中及び完了後において、履行状況について発注者が確認を行う。施工時にその履行が確認されない場合は、工事成績評点から10点減点する。ただし、受注者の責によらない場合はこの限りでない。

ア 評価項目に「基幹技能者の配置」があり、「配置する」を誓約した場合。

イ 評価項目に「労務賃金の支払い」があり、「誓約する」を誓約した場合。

さらに、技術資料に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約を解除し、また、指名停止措置をとることとする。

(2) その他

発注者は、資料内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。

17 契約の解除

落札決定の通知後、落札者の配置予定技術者が現場に専任で配置できないことが判明した場合には、本契約を解除する。ただし、契約担任者の承認を受け、配置予定技術者を変更する場合に、変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有する技術者を配置できる場合を除く。

* 変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有するとは、変更後配置予定技術者の入札公告の競争入札に参加する者に必要な資格の配置技術者に関する条件及び総合評価に関する事項の配置予定技術者の能力が変更前配置予定技術者と同等以上であることをいう。

18 その他

(1) 予定価格及び最低制限価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。

(2) 落札仮決定者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、落札決定の日までの間において11のいずれかに該当し当該者の入札が無効となったときは、次順位者を落札仮決定者とする。

(3) 落札者は、下請負人と契約を締結したときは、速やかに仕様書で定める施工体系図を契約担任者へ提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由による場合で、かつ、変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有する技術者を配置することができる場合は、契約担任者の承認を受け、変更することができる。なお、変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有するとは、変更後配置予定技術者の入札公告2の配置技術者に関する条件及び総合評価に関する事項の配置予定技術者の能力内容が変更前配置予定技術者と同等以上であることをいう。

(4) 落札者は、「配置予定技術者等の資格及び工事経験表」に記載した配置予定の技術者を工事現場に専任で配置しなければならない。

(5) 公告及び本書に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、財務規則及び建設工事執行規則及び長崎県建設工事総合評価落札方式（簡

易型) 試行要領の定めるところによる。

- (6) 電子入札において、紙入札へ移行することについて承認を得ようとする者は、入札公告に記載する申請書等受付締切日時（電子入札システムにより既に申請書等の提出を行った者が入札書等の提出を紙入札により行うときは、入札書等受付締切日時）の前日から起算して3日（休日を除く。）前までに、紙入札承認申請書（電子入札実施要綱様式第4号）に8の（2）の③のアに定める事実を証する書類を付して県の入札等担当部局に提出しなければならない。

事後審査型入札公告共通事項書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
1 (略) 2 入札参加資格 (I) 入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。 ア <u>実施要綱第7条第6項に規定する競争参加資格確認届出書(以下「届出書」という。)</u>又は<u>長崎県建設工事電子入札実施要綱(平成18年1月5日 17監第426号。以下「電子入札要綱」という。)</u>第7条の2第3号に規定する事後審査型一般競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)を適切に提出した者であること。 イ～エ (略) オ 届出書又は申込書の提出期限の日以前6か月から落札決定の日までの間に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。 カ 落札決定の日までの間に、会社法(平成17年法律第86号)第475条又は第644条の規定に基づく精算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者(会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。)でないこと。 キ (略)	1 (略) 2 入札参加資格 (I) 入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。 ア <u>長崎県建設工事入札参加資格審査申請書(以下「審査申請書」という。)</u>を適切に提出した者であること。 イ～エ (略) オ 届出書又は申込書の提出期限の日以前6か月から落札決定までの間に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。 カ 落札決定までの間に、会社法(平成17年法律第86号)第475条又は第644条の規定に基づく精算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者(会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。)でないこと。 キ (略)

改 正 後	改 正 前
ク 届出書又は申込書の提出期限の日から落札決定の日までの期間において、長崎県が平成20年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知又は見積執行通知した工事における工事成績評定点が6点未満の通知を受けた者が以下の期間（6点未満の工事成績評定を受けた工事で、長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成12年4月27日長崎県告示第599号の6）第3条により既に当該工事において指名停止措置を受けている場合は、指名停止期間を減じた期間）に該当していないこと。 a及びb (略) ケ 申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの期間において、下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制（平成21年10月21日監第179号21建企第468号）に基づき、下請代金等の未払いにより入札参加規制期間中でないこと。 （※ウ～ケについて、契約に関し議会の議決を要する案件の場合、「落札決定」を「長崎県議会の議決」に置き換えること。） 3～13 (略)	ク 届出書又は申込書の提出期限の日から落札決定を行う日までの期間において、長崎県が平成20年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知又は見積執行通知した工事における工事成績評定点が6点未満の通知を受けた者が以下の期間（6点未満の工事成績評定を受けた工事で、長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成12年4月27日長崎県告示第599号の6）第3条により既に当該工事において指名停止措置を受けている場合は、指名停止期間を減じた期間）に該当していないこと。 a及びb (略) ケ 申請書等の提出期限の日から落札決定を行う日までの期間において、下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制（平成21年10月29日21監第179号21建企第468号）に基づき、下請代金等の未払いにより入札参加規制期間中でないこと。 （※ウ～カについて、契約に関し議会の議決を要する案件の場合、「落札決定」を「長崎県議会の議決」に置き換えること。） 3～13 (略)
14 入札の無効 次の各号のいずれかに該当する者の入札は、無効とする。 (1)～(10) (略) (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められる場合。 (12) 工事費内訳書の提出を求められた場合で、工事費内訳書の提出がない場合及び「工事費内訳書取扱要領（平成20年7月9日付け20建企第233号）」の入札無効基準に該当した場合。	14 入札の無効 公告において定める、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号。以下「財務規則」という。）第100条に定める場合とは、次に掲げる場合をいう。 (1)～(10) (略)

改 正 後	改 正 前
(13) 入札に参加した者の間に一定の系列関係（資本的關係又は人的關係をいう。）があると認められる場合。 (14) 電予入札の場合において、無効なＩＣカードを使用して入札及び7の(2)の③に定める紙入札移行者が開札に立ち会わない場合。 (15) 入札説明書の交付を入札公告に示す期間内及び方法により受けていない場合及び交付を受けた入札説明書を当該入札公告の他の入札者に提供、貸借又は閲覧に供した場合。 (16) 事後審査型一般競争入札参加申込書を適切に提出していない場合。 (17) 競争参加資格を有する者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、落札決定の日までの間において入札公告に係る入札参加資格要件を満たさなくなったとき。 (18) 契約に関し議会の議決を要する案件の場合、競争参加資格を有する者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、長崎県議会の議決の日までの間において入札公告に係る入札参加資格要件を満たさなくなったとき。	
15 及び 16 （略）	15及び16 （略）
17 契約の解除 (1) 落札決定の通知後、落札者の配置予定技術者が現場に専任で配置できないことが判明した場合には、本契約を解除する。ただし、契約担任者の承認を受け、配置予定技術者を変更する場合に、変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有する技術者を配置できる場合を除く。 * 変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有するとは、変更後配置予定技術者の入札公告の競争入札に参加する者に必要な資格の配置技術者に関する条件及び総合評価に関する事項の配置	

改 正 後	改 正 前
予定技術者の能力が変更前配置予定技術者と同等以上であることとをいう。 (2) 議会の議決を要する案件の場合、仮契約締結後長崎県議会の議決の日までの間において、落札者が配置予定技術者を現場に専任で配置できないことが判明したとき又は 11 のいずれかに該当し当該者の入札が無効となったときは、当該仮契約を解除する。 18 その他 (1) (略) (2) 落札候補者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、落札決定の日までの間において 11 のいずれかに該当し当該者の入札が無効となったときは、次順位者を落札候補者とする。 (3) 契約に関し議会の議決を要する案件において、落札者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、長崎県議会の議決の日までの間において 11 のいずれかに該当し当該者の入札が無効となったときは、次順位者を落札候補者とする。 (4) ～ (7) (略)	17 その他 (1) (略) (2) ～ (5) (略)

事後審査型入札公告共通事項書

1 本書で定める事項は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成15年長崎県告示第780号。以下「実施要綱」という。）第2条第16項に規定する事後審査型入札について適用する。

2 入札参加資格

(1) 入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 実施要綱第7条第6項に規定する競争参加資格確認届出書（以下「届出書」という。）又は長崎県建設工事電子入札実施要綱（平成18年1月5日 17監第426号。以下「電子入札要綱」という。）第7条の2第3号に規定する事後審査型一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を適切に提出した者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項に該当する者でないこと。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者にあつては、契約締結のために必要な同意を得ている者。

ウ 発注工種について、届出書又は申込書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。

エ 届出書又は申込書の提出期限の日から落札決定の日までの間において知事から指名停止又は指名除外の措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

オ 届出書又は申込書の提出期限の日以前6か月から落札決定の日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

カ 落札決定の日までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく精算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）でないこと。

キ 入札公告の日から落札決定の日までの間において入札に参加する者の間に、長崎県発注の建設工事における系列会社の同一入札への参加制限について（平成18年3月24日17監第544号）に規定された系列会社の基準に該当している者がいないこと。

ク 届出書又は申込書の提出期限の日から落札決定の日までの期間において、長崎県が平成20年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知又は見積執行通知した工事における工事成績評定点が65点未満の通知を受けた者が以下の期間（65点未満の工事成績評定を受けた工事で、長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成12年4月27日長崎県告示第599号の6）第3条により既に当該工事において指名停止措置を受けている場合は、指名停止期間を減じた期間）に該当していないこと。

a 工事成績60点以上65点未満の通知を受けた者は、工事成績通知日（以下「通知日」という。）の翌日から30日間の全部又は一部。

b 工事成績60点未満の通知を受けた者は、通知日の翌日から60日間の全部又は一部。

債務負担行為工事の各年度出来高予定額に対応する年度末既済部分及び完成検査についての工事成績も同様の取扱とする。

ケ 届出書又は申込書の提出期限の日から落札決定の日までの期間において、下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制（平成21年10月29日21監第179号21建企第468号）に基づき、下請代金等の未払いにより入札参加規制期間中でないこと。

（※ウ～ケについて、契約に関し議会の議決を要する案件の場合、「落札決定」を「長崎県議会の議決」に置き換えること。）

(2) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を対象とした工事である場合は、前項

で定める要件を満たす者を構成員とし、かつ次に掲げる要件をすべて満たす共同企業体であること。
ア 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合又は経常建設共同企業体（中小若しくは中堅の建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成された共同企業体をいう。）でないこと。

イ 各構成員が、同一公告における他の共同企業体の構成員でないこと。

ウ 自主的に結成された共同企業体であること。

エ 経営の形態は、共同施工方式であること。

オ 代表構成員は、その他の構成員の出資比率を上回る者であること。

カ 次に定める期間存続できる共同企業体であること。

 a 請負契約の相手方となった場合は、本工事の請負契約の履行後3か月以上

 b 請負契約の相手方とならなかった場合は、請負契約締結の日まで

(3) 電子入札（長崎県環境部、水産部、農林部及び土木部が実施する県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（調達業務を実施するためのものをいう。以下「電子入札システム」という。）を使用して行う入札をいう。以下同じ。）に入札参加できる者は、前2項を満たし、かつ、電子入札要綱第4条に規定する利用者登録を適正に行った者であること。また、共同企業体として入札参加できる者は、前2項を満たし、かつ、電子入札要綱第7条第2項に規定するとおり、すべての構成員の利用者登録を適正に行った者であること。

 ただし、電子入札要綱第28条第2項第1号に該当する場合を除く。

3 入札参加資格の確認に必要な提出書類

(1) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は届出書等又は申込書等として、また、9に定める落札候補者となった者は実施要綱第20条第1項に規定する事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書（様式第9号（その1）、共同企業体を対象とした工事の場合は（その2））等として、次に掲げる書類のうち公告において指定する書類を提出しなければならない。

ア ①紙入札対象工事の場合

 届出書（実施要綱様式第6号（その1）、共同企業体を対象とした工事の場合は（その2））

 ②電子入札対象工事の場合

 申込書（電子入札要綱様式第6号（その1）、共同企業体を対象とした工事の場合は（その2））

イ 建設工事共同企業体協定書の写し（長崎県特定建設工事共同企業体取扱要領 様式1）

ウ 公告記載の工事の業種に対応する許可通知書の写し又は許可証明書の写し（届出時において有効なもの。共同企業体の場合は構成員ごとに必要。）

エ 公告に定める期間を審査基準日とした総合評定値通知書の写し。（共同企業体の場合は構成員ごとに必要）

オ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書（実施要綱様式 第9号（その1）、共同企業体を対象とした工事の場合は（その2））

カ 同種工事の施工実績表（実施要綱 様式第3号）及びその添付書類

 ※ 同種工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス (CORINS)」に搭載されている場合は、添付書類に代えて工事实績情報サービスデータの写しを添付すること。

キ 配置予定技術者等の資格及び工事経験表（実施要綱様式第4号）及びその添付書類

ク 「配置予定技術者等の資格及び工事経験表」記載の工事経験を証するための次に掲げる書類

 a 工事経験に係る工事の契約書の写し又は工事完成確認書の写し

 b 当該技術者が監理技術者又は主任技術者として工事経験に係る工事に従事していたことを証する書類

 ※ 工事経験に係る工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス (CORINS)」に搭載されている場合は、工事の契約書の写し又は工事完成確認書の写しに代えて工事实績情報システムデータの写しを添付すること。

ケ 適用規格の認証を取得していることを示す次に掲げるすべての書類

 a 認証取得の登録証の写し

b 当該工事を担当する組織が、認証取得対象となっている組織に含まれていることを示す書類

c 認証している事業活動が、当該工事の内容に一致していることを示す書類

※ b、cについては、aによってその内容が確認できる場合は不要とする。

コ 「長崎県発注の港湾、漁港等の海上工事にかかる制限付き一般競争入札の入札参加資格要件となる一定の条件を 備えた作業船の取扱要領」に定める長崎県港湾漁港等海上工事に係る一定の条件を備えた作業船保有確認証の写し。

サ 上記アからコのほか、公告において定める書類

(2) 書類の作成及び提出について

① 紙入札対象工事の場合

ア 提出部数は2部（原本1部、写し1部）とし、うち1部（写し）は受付後返却する。

イ 提出書類等は、公告に示す期間及び場所に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。（ただし、公告で郵送等による提出を認めている場合を除く。）

ウ 提出書類等は、受付後1部返却されたものを除き返却しない。

エ 届出書等を郵送により提出する場合は、アにおける返却用として返信用封筒を同封すること。（封筒の大きさは返却書類が入る大きさとし、表に入札参加希望者の住所、企業名称及び代表者等名を記載すること。）

なお、入札参加希望者への返却は、着払い（郵送に係る費用は、入札参加希望者負担。）で郵送等により行う。

② 電子入札対象工事の場合

電子入札システムにより提出書類の電子ファイルを添付して提出するものとする。ただし、7の(2)の③により紙入札に移行した場合及び当該システムによる提出が困難な場合には、県の承認を得たうえで、紙入札対象工事の場合に準じて提出するものとする。

③ 紙入札対象工事、電子入札対象工事共通事項

ア 提出書類様式は、公告に示す期間及び方法において交付するものとする。

イ 届出書等又は申込書等を期限までに適切に提出しない者は、入札に参加することができない。

ウ 提出書類等の作成に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

エ 県は、提出書類等を公表又は無断で他の用途に使用しない。

4 入札説明書の交付

(1) 入札説明書として、設計図書等の入札に関し必要な図書を、公告に示すとおり交付する。

なお、入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。また、公告に定める期間以降の質問や意見は受け付けない。

(2) 電子入札にあっては、原則として電子入札システムを使用して質問することとし、当該質問に対する回答の方法は公告に定める方法によるものとする。

5 現場説明会

行わない

6 最低制限価格

設定

7 入札方法等

(1) 紙入札対象工事の場合

① 入札の日時及び場所は公告に示すとおりとし、郵送等による入札は認めない。

② 代理人が入札するときは、委任状を提出するとともに、入札書には代理人が記名押印すること。

③ 入札に際しては、3の(2)の①のアにおいて返却された届出書の写しを提示すること。

④ 入札書及び入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号。以下「建設工事執行規則」という。）に定める様式によること。

- ⑤ 入札当日の気象条件（大雨、大雪、台風接近等）から入札の執行に支障が生じることが予想される場合は、入札を延期することがあるので事前に確認すること。

(2) 電子入札対象工事の場合

- ① 入札期間及び開札日時は公告に示すとおりとし、電子入札システムにより提出するものとする。
② 入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。ただし、代理人が立ち会うときは委任状を提出すること。

なお、開札に立ち会う者は申込書の受付票の写しを提示すること。

また、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない長崎県職員を立ち合わせて開札を行う。

- ③ 次に掲げる場合に限り、17の(5)により県の承認を得たうえで、紙入札への移行を認める。

ア 適正に利用者登録を完了している者のＩＣカード情報のうち「企業名称」又は「利用者氏名」の変更に伴う再発行の申請（準備）中であって当該入札の手続きに間に合わないとき。なお、他のＩＣカード情報（「企業所在地」又は「利用者の自宅住所」）に変更が生じた場合は、再発行までの間は変更前のＩＣカードによる電子入札への参加は可能とする。

イ 契約担任者が紙入札への移行を指示したとき

- ④ 紙入札へ移行する者は、入札期間中に入札書を封入した入札書用封筒及び8に定める工事費内訳書を工事番号、工事名及び開札日並びに入札者の企業名称及び代表者等名を表記した封筒に封入して県の入札等担当部局へ持参し、開札には必ず立ち会わなければならない。ただし、公告で工事費内訳書の提出が不要とされている場合は、持参は入札書を封入した入札書用封筒のみでよい。

(3) 紙入札対象工事、電子入札対象工事共通事項

- ① 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者、免税事業者であるかに関わらず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ② 入札執行回数は1回とし、入札不調の場合においても随意契約による契約は行わない。

8 工事費内訳書の提出

- ① 入札に際しては、数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額（営繕工事にあつては、数量書に掲げる工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する、金額を表示したもの。）（様式は任意。ただし、商号又は名称並びに代表者氏名、住所、工事番号、工事場所及び工事名を記載すること。）を明示した工事費内訳書を押印の上、提出すること（押印は、電子入札システムにより提出する場合は、不要とする。）。

なお、工事費内訳書の合計額は入札額と同額とし、値引き及びマイナス計上の項目（スクラップ控除等を除く。）及び一式表示（入札説明書中の数量総括表及び数量書で一式表示となっているものを除く。）を設けないこと（「工事費内訳書取扱要領（平成20年7月9日付け20建企第233号）」で認められているものを除く。）。

- ② 工事費内訳書は、「工事費内訳書取扱要領」に基づき取り扱う。
③ 提出された工事費内訳書は、返却しない。
④ 提出された工事費内訳書の引換え、変更又は撤回（取消）は認めない。
⑤ 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出する。
⑥ 提出された工事費内訳書について、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号）第7条の不開示情報に該当するものとし、開示対象としない。
⑦ 電子入札対象工事の場合は、電子入札システムによる入札書に電子ファイルとして添付し提出するものとし、提出後の変更並びに追加提出はできないものとする。

ただし、7の(2)の③により紙入札に移行した場合及び当該システムによる提出が困難な場合（電子入札要綱第11条第1項に該当する場合をいう。）には県の承認を得たうえで、紙入札の場合に準じて書面により提出することができる。

9 落札候補者の決定方法

開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低価格を提示した者を落札候補者とする。

なお、最低価格者が複数の場合は、入札会場においてくじにより落札候補者を決定する。また、最低価格から2番目、3番目に同額入札者が複数あったときにおいても、入札会場においてくじによりその順位を決定する。

ただし、電子入札にあっては電子入札システムによる電子くじにより順位を決定する。

10 落札者の決定及び通知

- (1) 落札候補者が提出した書類を審査し、資格要件を満たしていることを確認した場合は、その者を落札者と決定し、速やかに落札者を含む入札参加者全員にその旨を通知する。
- (2) 落札候補者が提出期限までに競争参加資格審査申請書等を提出しないとき、又は、審査の結果、落札候補者が資格要件を満たさないことを確認した場合は、その者のした入札を無効としその者に通知する。この場合の落札候補者は、落札候補者の次に低い価格で入札した者（以下「次順位者」という。）を落札候補者とする。この場合においては、(1)の取扱いを準用する。
- (3) 次順位者の取扱いは、落札候補者が落札者とならなかった場合、順次準用する。

11 入札結果の公表

入札結果は、落札者決定後遅滞なく公表するものとし、契約を締結した日の翌日から起算して1年間の経過する日まで入札担当部局において閲覧に供するとともに、公告記載のホームページに掲載する。

12 契約書の作成

必要。ただし、予定価格が5億円以上の工事にあっては、落札決定後仮契約を締結し、県がその旨を通知した時に本契約となる。

13 請負代金の支払条件

- (1) 前金払は、請負代金額（会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度出来高予定額。）の10分の4以内の額とする。
- (2) 請負代金額1千万円以上の工事においては、契約締結時に工期途中における請負代金額の一部支払いについて、次のア又はイのいずれかを選択すること。
ア 中間前金払を選択した場合は、請負代金額（会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度出来高予定額。）の10分の2以内の額。ただし、中間前金払を含めた前金払の合計額が10分の6以内の額とする。
イ 部分払を選択した場合の回数は、次の区分による。（会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度における回数とする。）

請 負 代 金 額	回 数	請 負 代 金 額	回 数
1000万円 未満	行わない	3000万円以上 1億円未 満	2 回
1000万円以上 3000万円 未満	1 回	1億円以上	3 回

- (3) 請負代金額が1千万円未満の工事に係る工期途中における請負代金額の一部支払いについては部分払のみとし、その回数は前項のイを準用する。

14 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者の入札は、無効とする。

- (1) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。

- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札者が契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- (8) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (9) 入札書に記名押印（電子入札にあつては、入札金額、入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書）がないとき（署名のみのときを含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (10) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められる場合。
- (12) 工事費内訳書の提出を求められた場合で、工事費内訳書の提出がない場合及び「工事費内訳書取扱要領（平成20年7月9日付け20建企第233号）」の入札無効基準に該当した場合。
- (13) 入札に参加した者の間に一定の系列関係（資本的關係又は人的關係をいう。）があると認められる場合。
- (14) 電子入札の場合において、無効なICカードを使用して入札及び7の(2)の③に定める紙入札移行者が開札に立ち会わない場合。
- (15) 入札説明書の交付を入札公告に示す期間内及び方法により受けていない場合及び交付を受けた入札説明書を当該入札公告の他の入札者に提供、貸借又は閲覧に供した場合。
- (16) 事後審査型一般競争入札参加申込書を適切に提出していない場合。
- (17) 競争参加資格を有する者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、落札決定の日までの間において入札公告に係る入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (18) 契約に関し議会の議決を要する案件の場合、競争参加資格を有する者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、長崎県議会の議決の日までの間において入札公告に係る入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

15 虚偽記載があった場合の措置

3に定める入札参加資格等の確認に必要な提出書類に記載された内容に虚偽が認められた場合は、長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成12年4月27日長崎県告示第599号）に基づき指名停止となる場合がある。

16 落札者とされなかった者に対する理由の説明

落札者とされなかった者は、入札結果の公表を行った日の翌日から起算して7日以内（長崎県の休日等を定める条例第1条第1項に規定する休日を除く。）に、長崎県建設工事苦情処理手続要綱（長崎県土木部ホームページ（<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/>）に掲載）に基づき、契約担任者に対して説明を求めることができる。

17 契約の解除

- (1) 落札決定の通知後、落札者の配置予定技術者が現場に専任で配置できないことが判明した場合には、本契約を解除する。ただし、契約担任者の承認を受け、配置予定技術者を変更する場合に、変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有する技術者を配置できる場合を除く。

* 変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有するとは、変更後配置予定技術者の入札公告の競争入札に参加する者に必要な資格の配置技術者に関する条件及び総合評価に関する事項の配置予定技術者の能力が変更前配置予定技術者と同等以上であることをいう。

- (2) 議会の議決を要する案件の場合、仮契約締結後長崎県議会の議決の日までの間において、落札者が配置予定技術者を現場に専任で配置できないことが判明したとき又は11のいずれかに該当し当該者の入札が無効となったときは、当該仮契約を解除する。

18 その他

- (1) 予定価格及び最低制限価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。

- (2) 落札候補者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、落札決定の日までの間において 11 のいずれかに該当し当該者の入札が無効となった場合、次順位者を落札候補者とする。
- (3) 契約に関し議会の議決を要する案件において、落札者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、長崎県議会の議決の日までの間において 11 のいずれかに該当し当該者の入札が無効となった場合、次順位者を落札候補者とする。
- (4) 落札者は、下請負人と契約を締結したときは、速やかに仕様書で定める施工体系図を契約担任者へ提出しなければならない。
- (5) 落札者は、「配置予定技術者等の資格及び工事経験表」に記載した配置予定の技術者を工事現場に配置しなければならない。ただし、やむを得ない理由により契約担任者の承認を受けた場合は変更することができる。
- (6) 公告及び本書に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、財務規則及び建設工事執行規則の定めるところによる。
- (7) 電子入札において、紙入札へ移行することについて承認を得ようとする者は、入札公告に記載する届出書等受付締切日時（電子入札システムにより既に届出書等の提出を行った者が入札書等の提出を紙入札により行うときは、入札書等受付締切日時）の前日から起算して3日（休日を除く。）前までに、紙入札承認申請書（電子入札実施要綱様式第4号）に7の(2)の③のアに定める事実を証する書類を付して県の入札等担当部局に提出しなければならない。

工事成績 6.5 点未満を受けた者の入札参加規制に関する取り扱いについて 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
工事成績評定（以下「工事成績」という。）が著しく低い評価を受けた建設業者の入札参加を一定期間規制することで、工事品質の確保を図るものである。このため、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成 15 年長崎県告示第 780 号）第 3 条第 1 項第 12 号の工事成績評定点に関し、別に定める基準及び長崎県建設工事の指名基準（平成 8 年長崎県告示第 1111 号の 2）<u>4 の（1）</u>の基準を以下のとおりとする。 1 及び 2 （略） 3 その他 ① 入札事務における入札参加規制の判断基準 届出書等の提出期限（指名競争入札の場合は入札執行通知）の日から落札決定の日までの期間の全てまたは一部に、2. の入札参加期間が含まれないこと。 契約に関し議会の議決を要する案件の場合には、「落札決定」を「長崎県議会の議決」に読み替えること。 ②～⑤ （略） 4 適用の時期 平成 23 年 4 月 1 日以降に公告（指名競争入札においては、入札執行通知）する工事から適用する。（平成 23 年 3 月 29 日付け 22 建企第 698 号）	工事成績評定（以下「工事成績」という。）が著しく低い評価を受けた建設業者の入札参加を一定期間規制することで、工事品質の確保を図るものである。このため、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成 15 年長崎県告示第 780 号）第 3 条第 1 項第 12 号の工事成績評定点に関し、別に定める基準及び長崎県建設工事の指名基準（平成 8 年長崎県告示第 1111 号の 2）<u>3 の（1）</u>の基準を以下のとおりとする。 1 及び 2 （略） 3 その他 ① 入札事務における入札参加規制の判断基準 届出書等の提出期限（指名競争入札の場合は入札執行通知）の日から落札決定を行う日までの期間の全てまたは一部に、2. の入札参加規制期間が含まれないこと。 ②～⑤ （略） 4 適用の時期

工事成績 65 点未満を受けた者の入札参加規制に関する取り扱いについて

平成 20 年 2 月 26 日 19 建企第 587 号

最終改正 平成 23 年 3 月 29 日 22 建企第 698 号

工事成績評定（以下「工事成績」という。）が著しく低い評価を受けた建設業者の入札参加を一定期間規制することで、工事品質の確保を図るものである。このため、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成 15 年長崎県告示第 780 号）第 3 条第 1 項第 12 号の工事成績評定点に関し、別に定める基準及び長崎県建設工事の指名基準（平成 8 年長崎県告示第 1111 号の 2）4 の（1）の基準を以下のとおりとする。

1 規制対象範囲

① 対象業者

長崎県の建設工事入札参加資格を有する建設業者のうち、長崎県が平成 20 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知又は見積執行通知した原則として請負金額 500 万円以上の工事で、65 点未満の工事成績評定を受けたもの

② 対象工事

県が発注する全ての競争入札

2 入札参加規制期間

① 工事成績 60 点以上 65 点未満の場合は、工事成績通知日（以下「通知日」という。）の翌日から起算して 30 日間

② 工事成績 60 点未満の場合は、通知日の翌日から起算して 60 日間

ただし、65 点未満の工事成績評定を受けた工事で、長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成 12 年 4 月 27 日長崎県告示第 599 号の 6）第 3 条により既に当該工事において指名停止措置を受けている場合は、入札参加規制期間から、指名停止を受けた期間を減ずるものとする。

3 その他

① 入札事務における入札参加規制の判断基準

届出書等の提出期限（指名競争入札の場合は入札執行通知）の日から落札決定の日までの期間の全てまたは一部に、2. の入札参加規制期間が含まれないこと。

契約に関し議会の議決を要する案件の場合には、「落札決定」を「長崎県議会の議決」に読み替えること。

② 入札参加者への周知

（1）一般競争入札について

共通事項書において以下の内容により周知する。

- 工事成績 60 点以上 65 点未満の通知を受けた者は、工事成績通知日(以下「通知日」という。)の翌日から 30 日間の全部又は一部。
- 工事成績 60 点未満の通知を受けた者は、通知日の翌日から 60 日間の全部又は一部。

債務負担行為工事の各年度出来高予定額に対応する年度末既済部分及び完成検査についての工事成績も同様の取扱とする。

(2) 指名競争入札について

・ 入札執行通知書において以下の内容を記載し周知する。

- 工事成績 65 点未満の工事成績評定通知を受けたものは、「工事成績 65 点未満を受けた者の入札参加規制に関する取り扱いについて」に該当する期間の入札参加規制をおこない、本入札に参加できないものとする。

(3) 工事成績評定通知書について

a. 工事成績評定通知書において以下の内容を記載し周知する。

- 工事成績 65 点未満を受けたものについては、「工事成績 65 点未満を受けた者の入札参加規制に関する取り扱いについて」に基づき入札参加規制をおこなうものとする。

b. 工事成績 65 点未満のものに工事成績評定通知書を交付する際に、本取り扱い文書を添付する。

③ 債務負担行為工事の取り扱い

- ・ 債務負担行為工事の各年度出来高予定額に対応する年度末既済部分及び完成検査についても、工事成績を通知することとし、この入札参加規制を適用する。

④ 下請負の取り扱い

- ・ この取り扱いに該当する業者に対しては、下請負を禁止するものではない。

⑤ 入札参加者の取り扱い

(1) 入札書投函前の事務処理

- ・ 入札書投函前に 65 点未満の通知を受けたものが入札参加者と判明した場合は、発注機関は速やかに競争参加資格若しくは指名を取り消すものとする。

(2) 電子入札案件での入札書投函後の事務処理

- ・ 電子入札対象案件において、入札書投函後から落札決定日の前日までに 65 点未満の通知を受けたものの入札書は無効とする。

4 適用の時期

- ・ 平成 20 年 4 月 1 日以降に公告(指名競争入札においては、入札執行通知)する工事から適用する。

なお、公共工事の指名競争入札における業者選定に関する評価基準の運用について(平成 17 年 3 月 23 日付け 16 技第 347 号)は廃止する。

- ・ 平成 20 年 7 月 22 日以降に公告（指名競争入札においては、入札執行通知）する工事から適用する。（平成 20 年 7 月 9 日付け 20 建企第 239 号）（対象業者の変更）
- ・ 平成 21 年 7 月 21 日以降に公告（指名競争入札においては、入札執行通知）する工事から適用する。（平成 21 年 7 月 21 日付け 21 建企第 246 号）
- ・ 平成 23 年 4 月 1 日以降に公告（指名競争入札においては、入札執行通知）する工事から適用する。（平成 23 年 3 月 29 日付け 22 建企第 698 号）